

産業廃棄物収集・運搬委託契約書(長期継続契約) (案)

(奈良市本庁舎産業廃棄物処理業務委託)

收入

紙 印

排出事業者： 奈良市 (以下「発注者」という。) と、

収集運搬業者： (以下「受注者」という。) は、

発注者の事業場： 奈良市本庁舎 から排出される産業廃棄物の収集・運搬に関して
次のとおり契約を締結する。

第1条 (法の遵守)

発注者及び受注者は、処理業務の遂行にあたって廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令を遵守するものとする。

第2条 (委託内容)

1. 受注者は、委託期間内に委託業務を、別紙仕様書に基づき処理しなければならない。

2. (受注者の事業範囲)

受注者の事業範囲は以下のとおりであり、受注者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に書面にて通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、本契約書に添付する。

◎収集運搬に関する事業範囲

〔産廃〕

許可都道府県・政令市：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限:

許可の有効期限:

事業範圍：

事業範圍：

許可の条件:

許可の条件:

許可番号:

許可番号:

許可都道府県・政令市：

許可都道府県・政令市：

許可の有効期限:

許可の有効期限:

事業範圍：

事業範圍：

許可の条件:_____

許可の条件:_____

許可番号: _____

許可番号: _____

3. (委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び単価) (税抜)

発注者が、受注者に収集・運搬を委託する産業廃棄物の種類、予定数量及び収集・運搬単価は、次のとおりとする。

種 類： 廃プラスチック類(ペットボトル含む) 金属類(空き缶含む) がれき類及びガラスくず等(空きびん含む)

予定数量： 19,671kg 2,352kg 2,787kg

単 価： 円/kg

4. (輸入廃棄物の有・無)

輸 入 廃 棄 物： 無

5. (運搬の最終目的地)

受注者は、発注者から委託された第3項の産業廃棄物を、発注者の指定する次の最終目的地に搬入する。

種 類： _____

氏 名： _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所： _____

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業の区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

事業場の名称： _____

所在地： _____

種 類： _____

氏 名： _____

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

住 所： _____

許可都道府県・政令市： _____

許可の有効期限： _____

事業の区分： _____

産業廃棄物の種類： _____

許可の条件： _____

許可番号： _____

事業場の名称： _____

所在地： _____

6. (積替保管)

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づき、かつ、第16条で定める契約期間内に確実に収集・運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定

型産業廃棄物と混合することがあり得るものとする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類： _____

積替保管施設の所在地： _____

積替保管施設の保管上限： _____

第3条（適正処理に必要な情報の提供）

1. 発注者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受注者に対し速やかに書面をもってその変更の内容及び程度の情報を通知する。

なお、受注者の業務及び処理方法に支障を生ずるおそれがある場合の、性状等の変動幅は、製造工程又は産業廃棄物の発生工程の変更による性状の変更や腐敗等の変化、混入物の発生等の場合であり、発注者は受注者と通知する変動幅の範囲について、あらかじめ協議のうえ定めることとする。

2. 発注者は、委託する産業廃棄物の性状が書面の情報のとおりであることを確認し、受注者に引き渡し時に分かるように表示等を行う。
3. 発注者は、委託する産業廃棄物のマニフェストの記載事項は正確にもれなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受注者は委託物の引き取りを一時停止しマニフェストの記載修正を発注者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。

第4条（発注者及び受注者の責任範囲）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第5項に規定する運搬の最終目的地における荷下ろし作業の完了まで、法令に基づき適正に収集・運搬しなければならない。
2. 受注者が、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって発注者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者においてその損害を賠償し、発注者に負担させない。
3. 受注者が第1項の業務の過程において、第三者に損害を及ぼした場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類若しくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者において賠償し、受注者に負担させない。
4. 第1項の業務の過程において受注者に損害が発生した場合に、発注者の指図又は発注者の委託の仕方（発注者の委託した産業廃棄物の種類もしくは性状等による原因を含む）に原因があるときは、発注者が受注者にその損害を賠償する。

第5条（再委託等の禁止）

受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の収集・運搬業務を他人に委託してはならない。ただし、発注者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

第6条（権利義務の譲渡等の禁止）

受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

第7条（委託業務終了報告）

1. 受注者は発注者から委託された産業廃棄物の業務が終了した後、直ちに一部履行届を作成し発注者に提出する。ただし、一部履行届は、収集・運搬業務については、それぞれの運搬区間に応じたマニフェストB2、B4、B6票で代えることができる。
2. 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。

第8条（業務の一時停止）

1. 受注者は、発注者から委託された産業廃棄物の適正処理が困難となる事由が生じたときには、業務を一時停止し、ただちに発注者に当該事由の内容及び、発注者における影響が最小限となる措置を講ずる旨を書面により通知する。発注者はその間は、新たな処理の委託は行わないこととする。
2. 発注者は受注者から前項の通知を受けたときは、速やかに現状を把握した上、適切な措置を講ずるものとする。

第9条（報酬・消費税・支払い）

1. 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。
2. 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。
3. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に関する報酬は、第2条第3項にて定める単価に基づき算出する。小数点以下については、切捨てとする。
4. 発注者の委託する産業廃棄物の収集・運搬業務に対する報酬についての消費税は、発注者が負担する。小数点以下については、切捨てとする。
5. 報酬の額が経済情勢の変化及び第3条第2項、第8条等により不相当となったときは、発注者及び受注者双方の協議によりこれを改定することができる。

第10条（履行遅滞等）

1. 受注者の責めに帰する理由により、委託期間内に委託業務を完了することができない場合において、委託期間満了後、相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金を付して委託期間を延長することができる。
2. 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定により財務大臣が定める率の割合で計算した額とする。
3. 発注者の責めに帰すべき理由により、第9条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、受注者に対して、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率の割合で計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。

第11条（委託業務の内容の変更等）

発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

第12条（秘密の保持及び個人情報の保護）

受注者及びその業務の従事者（従事していた者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た事項を他に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。契約期間が満了し、又は契約が解除された場合も同様とする。

第13条（契約の解除）

1. 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（1）正当な理由がなくこの契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。

（2）委託業務の処理について、著しく誠意を欠くと明らかに認められるとき。

（3）前2号のほか、この契約に違反したとき。

（4）受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

ク 受注者が、契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅延なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

ケ 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

コ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

サ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

シ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律

第45号) 第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。
3. 前項の規定により、この契約を解除したときは、契約保証金は発注者に帰属する。(契約保証金を免除しない場合)
4. 発注者又は受注者から契約を解除した場合においては、この契約に基づいて発注者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受注者又は発注者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受注者の義務違反により発注者が解除した場合

- イ 受注者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受注者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集・運搬の業務を自ら実行するか、もしくは発注者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- ロ 受注者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受注者はその旨を発注者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ハ 上記ロの場合、発注者は、当該業者に対し、差し当たり、発注者の費用負担をもって、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集・運搬を行わせるものとし、その負担した費用等を、受注者に対して償還を請求することができる。

(2) 発注者の義務違反により受注者が解除した場合

受注者は発注者に対し、発注者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受注者のもとにある未処理の産業廃棄物を、発注者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、もしくは受注者の費用負担をもって発注者方に運搬した上、発注者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(3) 受注者の談合等に係る違約金

受注者は、この契約に関して、第12条第1項(4)ケ～シのいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かに問わず、委託料の総額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

第14条(予算の減額等による契約の変更等)

1. 発注者は、この契約の締結日の属する年度の翌年度以降において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、受注者にこの契約の変更を申し出、又はこの契約を解除することができる。
2. 受注者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けたときは、商慣習上相当と認められる範囲内において、発注者に損害の賠償を請求することができる。

3. 前項の損害の賠償額は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

第15条（管轄裁判所）

この契約について訴訟等の生じたときは、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を、第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第16条（協議）

この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

第17条（契約期間）

この契約は、有効期間を令和7年6月1日から令和10年5月31日までとする。

第18条（契約保証金）

奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

第19条（調査等）

発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲川 元庸

受注者